

Ⅱ 決算から区財政の状況をお示しします

日本の官庁会計制度は、明治 22 年に当時のプロイセンからカメラル式簿記（単式簿記・現金主義会計）が導入されたことが起源とされています。現在、欧米の各国では、行財政の効率化や世代間負担の公平性などをより精緻に分析できるよう、複式簿記・発生主義会計の導入が進められています。

日本の地方自治体においても、住民の信頼と理解のもとに地方分権を推進していくため、不断の行財政改革を行いながら、バランスシートや行政コスト計算書の活用を一層進めるとともに、第三セクターなどを含めた連結バランスシートの作成・公表に向けた「地方公会計改革」の取り組みが推進されています。

平成 26 年 4 月、総務省の「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」が報告書を取りまとめ、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されました。また、平成 27 年 1 月、総務省が「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめ、原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間ですべての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類等を作成することとされました。この度、大田区においても、平成 28 年度決算より作成し、本レポートにおいて公表しております。

大田区は、効率的・効果的な区政運営の推進等により、これまで堅実な財政運営を実現してきました。しかし、中長期的な視点で将来を見据えると、少子高齢化の一層の進行や、老朽化した公共施設の更新時期が集中することなど、区財政は、多くの圧迫要因を抱えています。こうした状況を踏まえ、短期的な収支均衡だけでなく、将来の人口構成の変化を見据え、安定した行政サービスを提供できる持続可能な財政運営を行っていくことが極めて重要です。

こうした時代を迎え、行財政における自主・自律性を一層確かなものとするため、さらなる行財政改革を進めていきます。社会経済状況の変化に機動的に対応し、経営改革を推進し、時代に即した良質な行政サービスを区民に提供していきます。

Ⅱ-1 普通会計決算等による区財政の状況(平成28年度決算)

1 普通会計決算でみる区財政の状況

(1) 決算規模

- 平成28年度普通会計決算の歳入総額は2,572億7,469万円、歳出総額は2,501億8,740万円で、形式収支※2は70億8,730万円の黒字となり、これから翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支※3は63億4,725万円となりました。

普通会計の平成28年度収支状況

(単位：千円、%)

区 分	平成28年度	平成27年度	増減額	増減率
歳入総額 (A)	257,274,693	254,261,532	3,013,161	1.2
歳出総額 (B)	250,187,395	241,618,051	8,569,344	3.5
形式収支 (C) = (A) - (B)	7,087,298	12,643,481	△ 5,556,183	△ 43.9
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	740,053	2,064,305	△ 1,324,252	△ 64.2
実質収支 (C) - (D)	6,347,245	10,579,176	△ 4,231,931	△ 40.0
標準財政規模※4	164,330,312	160,750,609	—	—
実質収支比率※5	3.9	6.6	—	—

【用語解説】形式収支※2

歳入総額から歳出総額を引いた現金ベースでの収支の結果です。

【用語解説】実質収支※3

形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した決算の剰余金です。

【用語解説】標準財政規模※4

一般財源（特別区税、特別区交付金等）を基礎として、その地方公共団体の標準的な財政規模を示すものです。

【用語解説】実質収支比率※5

実質収支が、標準財政規模に対してどの程度になるかをあらわす指標です。

(2) 歳入・歳出の主な特徴

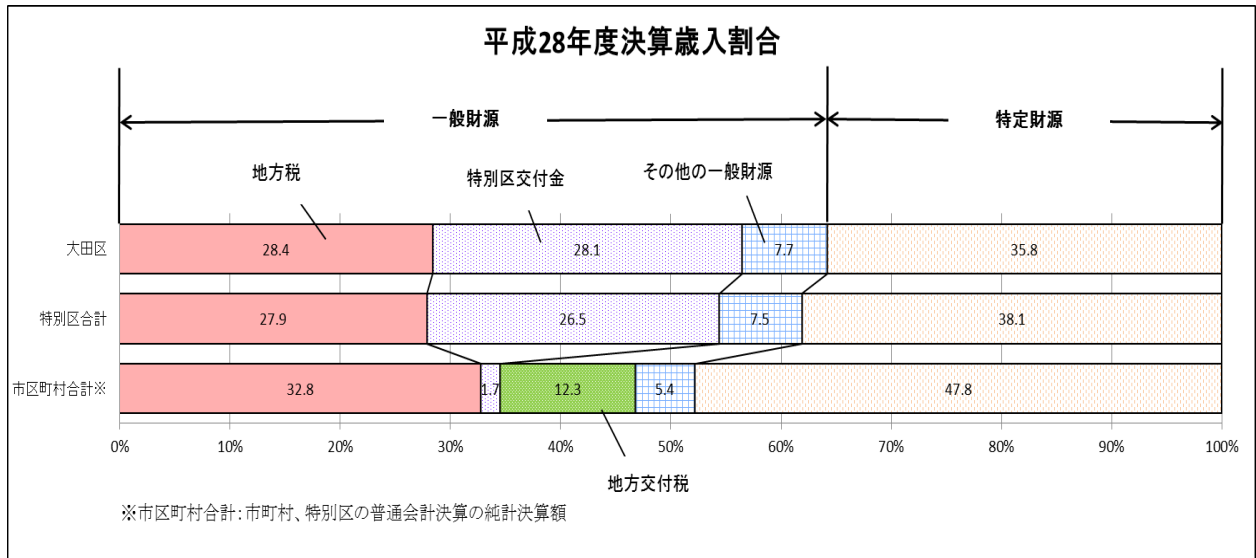
① 歳入

(単位：千円、%)

区分	平成28年度				平成27年度
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額
特別区税	73,006,451	28.4	1,436,867	2.0	71,569,584
特別区民税	67,549,833	26.3	1,622,040	2.5	65,927,793
特別区交付金	72,168,161	28.1	614,439	0.9	71,553,722
その他	19,936,035	7.7	△ 3,126,827	△ 13.6	23,062,862
一般財源計	165,110,647	64.2	△ 1,075,521	△ 0.6	166,186,168
国庫支出金	48,668,989	18.9	1,946,557	4.2	46,722,432
都支出金	16,781,719	6.5	168,019	1.0	16,613,700
繰入金	3,475,809	1.4	2,579,683	287.9	896,126
財政基金繰入金	1,000,000	0.4	1,000,000	皆増	0
諸収入	4,080,586	1.6	△ 1,583,579	△ 28.0	5,664,165
特別区債	482,800	0.2	82,800	20.7	400,000
その他	18,674,143	7.3	895,202	5.0	17,778,941
特定財源計	92,164,046	35.8	4,088,682	4.6	88,075,364
合計	257,274,693	100.0	3,013,161	1.2	254,261,532

- 平成28年度の歳入総額は、2,572億7,469万3千円で、前年度比1.2%、30億1,316万1千円の増となりました。
- 特別区税は、納税義務者数の増加による特別区民税の増などにより、前年度比2.0%、14億円の増となりました。
- 特別区交付金は、法人住民税の一部国税化による影響などを受け、前年度比0.9%、6億円の増にとどまりました。
- その他の一般財源は、地方消費税交付金の減などにより、前年度比13.6%、31億円の減となりました。
- 繰入金は、財政基金からの繰入れを行なったことや減債基金からの繰入れが増えたことなどから、前年度比287.9%、26億円の増となりました。
- 特別区債は、将来にわたる財政負担や対象事業の執行状況等を考慮し、前年度比20.7%、1億円の増となりました。

◇平成 28 年度歳入決算の特徴



- 特に市区町村合計と比べ一般財源の割合が高くなっています。なお、市区町村合計と比べると、地方税の割合が低くなっていますが、これは一般には市町村税である市町村民税法人分・固定資産税・特別土地保有税（調整三税）及び都市計画税が、特別区では都税として徴収されているためです。
- 特別区交付金は、調整三税を原資として交付されるものです。地方税と特別区交付金の合計額によって市区町村合計と比較した場合、突出して大きな割合を占めていることが分かります。
- 大田区を含め特別区は地方交付税の不交付団体であるため、地方交付税の歳入はありません。
- その他の一般財源は、主に地方消費税交付金が多いことから、割合が高くなっています。
- 特定財源は、主に地方債による歳入が少ないことから、特別区合計や市区町村合計と比べて割合が低くなっています。

② 歳出（性質別）

（単位：千円、％）

区分	平成28年度				平成27年度
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額
人件費	42,167,990	16.9	△ 5,468	△ 0.0	42,173,458
扶助費	86,748,841	34.7	4,000,576	4.8	82,748,265
公債費	4,967,407	2.0	△ 419,915	△ 7.8	5,387,322
義務的経費計	133,884,238	53.5	3,575,193	2.7	130,309,045
普通建設事業費	27,334,610	10.9	1,126,770	4.3	26,207,840
補助事業費	5,774,364	2.3	△ 3,276,672	△ 36.2	9,051,036
単独事業費	21,560,246	8.6	4,403,442	25.7	17,156,804
投資的経費計	27,334,610	10.9	1,126,770	4.3	26,207,840
物件費	39,503,260	15.8	3,460,802	9.6	36,042,458
積立金	7,142,479	2.9	943,619	15.2	6,198,860
繰出金	25,122,313	10.0	817,351	3.4	24,304,962
その他	17,200,495	6.9	△ 1,354,391	△ 7.3	18,554,886
その他経費計	88,968,547	35.6	3,867,381	4.5	85,101,166
合計	250,187,395	100.0	8,569,344	3.5	241,618,051

- 平成28年度の歳出総額は、2,501億8,739万5千円で、前年度比3.5%、85億6,934万4千円の増となりました。
- 扶助費は、年金生活者等支援臨時福祉給付金、保育園入所者運営費の増などにより、前年度比4.8%、40億円の増となりました。
- 公債費は、特別区債発行の抑制や順調な償還により前年度比7.8%、4億円の減となりました。
- 普通建設事業費は、補助事業では京急関連駅周辺のまちづくり事業や都市計画公園の新設、拡張などで減となった一方、単独事業では学校の改築などにより増となり、合わせて前年度比4.3%、11億円の増となりました。
- 積立金は、新空港線整備資金積立基金への積立ての増などにより、前年度比15.2%、9億円の増となりました。

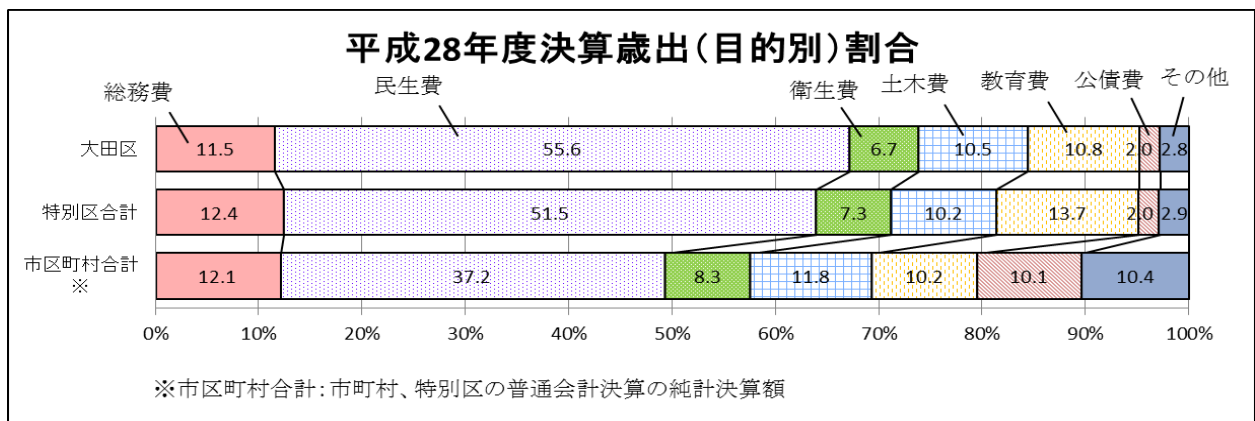
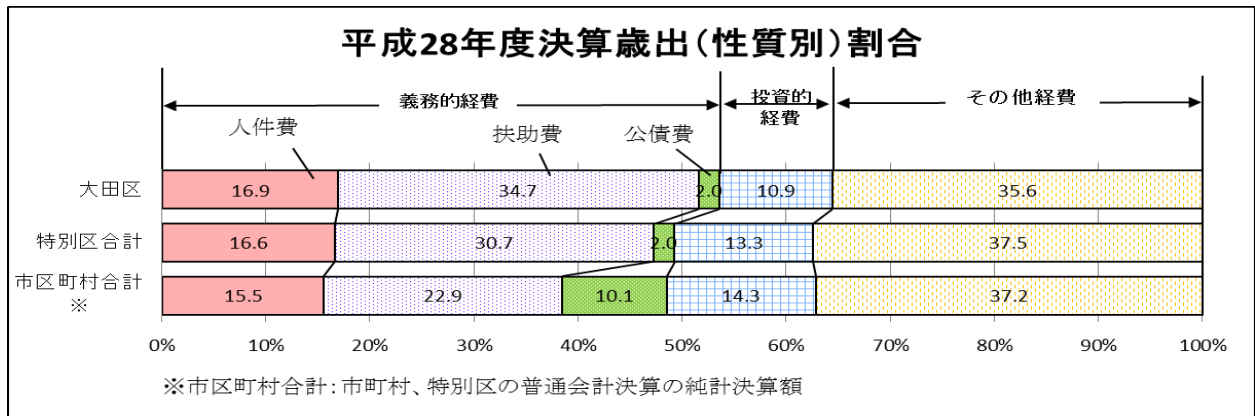
③ 歳出（目的別）

（単位：千円、％）

区分	平成28年度				平成27年度
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額
総務費	28,856,218	11.5	1,946,156	7.2	26,910,062
民生費	139,208,073	55.6	5,408,096	4.0	133,799,977
衛生費	16,830,863	6.7	327,973	2.0	16,502,890
土木費	26,248,029	10.5	△ 3,119,975	△ 10.6	29,368,004
教育費	27,104,832	10.8	4,473,162	19.8	22,631,670
公債費	4,967,664	2.0	△ 420,153	△ 7.8	5,387,817
その他	6,971,716	2.8	△ 45,915	△ 0.7	7,017,631
合計	250,187,395	100.0	8,569,344	3.5	241,618,051

- 総務費は、情報システムの運営や公共施設整備資金積立基金への積立ての増などにより、前年度比7.2%、19億円の増となりました。
- 民生費は、臨時福祉給付金等給付事業や保育園入所者運営費の増などにより、前年度比4.0%、54億円の増となりました。
- 土木費は、京急関連駅周辺のまちづくりや京急線の連続立体交差事業に係る街路事業の減などにより、前年度比10.6%、31億円の減となりました。
- 教育費は、校舎の改築や学校運営システム運用管理の増などにより、前年度比19.8%、45億円の増となりました。
- 公債費は、特別区債発行の抑制や順調な償還により前年度比7.8%、4億円の減となりました。
- その他は、商工費の商店街活性化推進事業や区内工場立地・操業環境整備助成事業の減などにより、前年度比0.7%、5千万円の減となりました。

◇平成 28 年度歳出決算の特徴



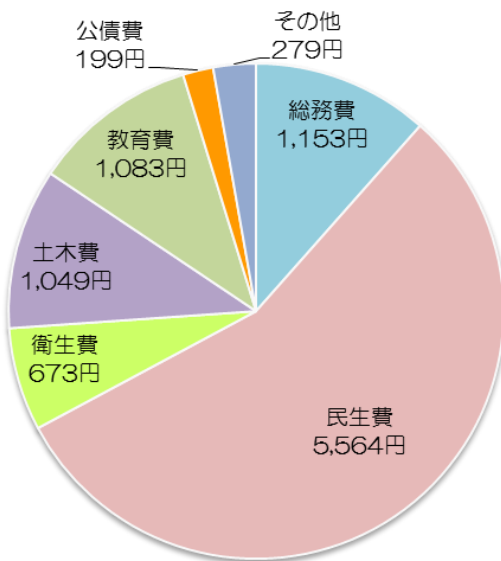
- 特別区合計や市区町村合計と比べて、性質別では扶助費、目的別では民生費の割合が大きくなっています。これは主に児童福祉費と生活保護費の扶助費が多くなっていることが要因です。
- 児童福祉費の扶助費については、保育園入所者に対する給付、乳幼児や義務教育就学児への医療給付などが主なものです。保育サービス定員は平成 29 年 4 月 1 日時点では前年に比べ 717 人拡充し、14,153 人となっています。
- 生活保護費の扶助費について、平成 28 年度月平均の被保護人員は 16,732 人、保護率は 23.2%となっています。これは特別区の平均とほぼ同水準、全国平均と比べて高い保護率となっています。
- 公債費は、特別区債の抑制や順調な償還により、特に市区町村合計と比べて割合が小さくなっています。
- 目的別のその他は、主に消防費と農林水産業費が少ないため、市区町村合計と比べて割合が小さくなっています。一般には市町村が行う消防は、特別区においては都が行っていることから歳出額が少なくなっています。

◇ 1万円の使いみち

○ 区の財政をより身近に感じていただくために、平成 28 年度の歳出がどのような目的にどれくらい使われているかを、10,000 円に換算して表しました。

■ 目的別

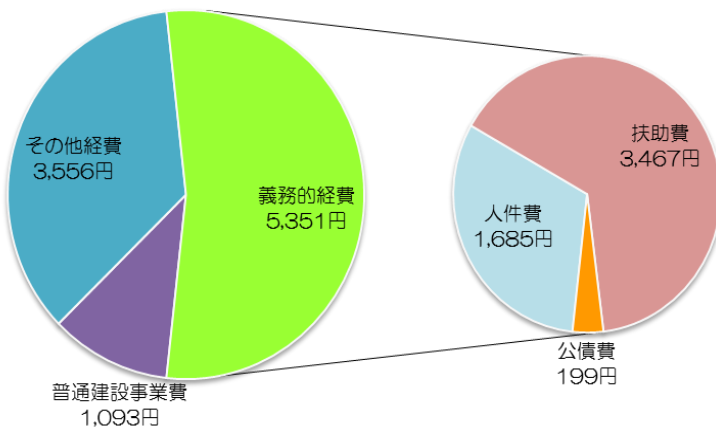
○ 民生費が 5,564 円と一番高く、次いで総務費 1,153 円、教育費 1,083 円となっています。



総務費	区政の運営、地域の振興など
民生費	高齢者や障がい者の福祉、保育園の運営など
衛生費	保健所の運営、清掃事業、廃棄物対策など
土木費	道路や公園の整備、河川の維持管理など
教育費	小・中学校等の経費、体育施設や図書館の運営など
公債費	特別区債の償還
その他	区議会の運営、産業や観光の振興、防災関係の経費など

■ 性質別

○ 義務的経費が 5,351 円と一番高く、主な内訳は扶助費が 3,467 円、人件費が 1,685 円などです。



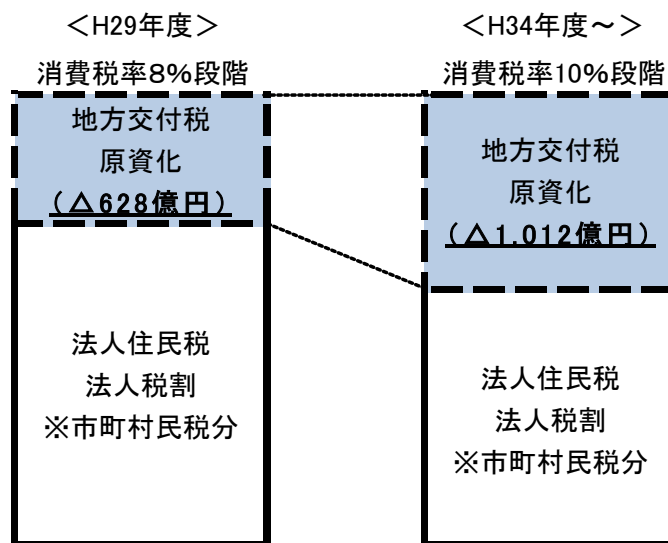
義務的経費	任意に削減できない極めて硬直性が強い経費
普通建設事業費	道路、橋梁、公園、学校などの社会资本の整備等に要する経費
その他経費	物件費、繰出金や補助費など、その他の経費
扶助費	社会保障制度の一環として、各種法令などに基づき、生活困窮者、児童、高齢者、障がい者などに対して支給されるサービス
人件費	職員の給与、手当、共済費など

(3) 歳入に対する制度上の影響について

① 法人住民税の一部国税化

- 法人住民税は、法人が地方自治体から受ける行政サービスの対価として負担を求めている自治体固有の財源です。
- 平成 26 年度税制改正において、自治体間の財源調整の手段として、地方税である法人住民税の一部が国税化され、その全額を地方交付税の原資とする見直しが強行されました。また、平成 28 年度税制改正では、消費税率を 10%に引き上げる段階において法人住民税の国税化が更に拡大されることとなりました。
- 特別区の場合、法人住民税は特別区交付金の原資となるものです。平成 27 年度から特別区交付金に影響が生じており、平成 29 年度では特別区全体で 628 億円、消費税 10%段階では 1,012 億円の影響が見込まれています。

【法人住民税国税化の影響額（特別区全体）】



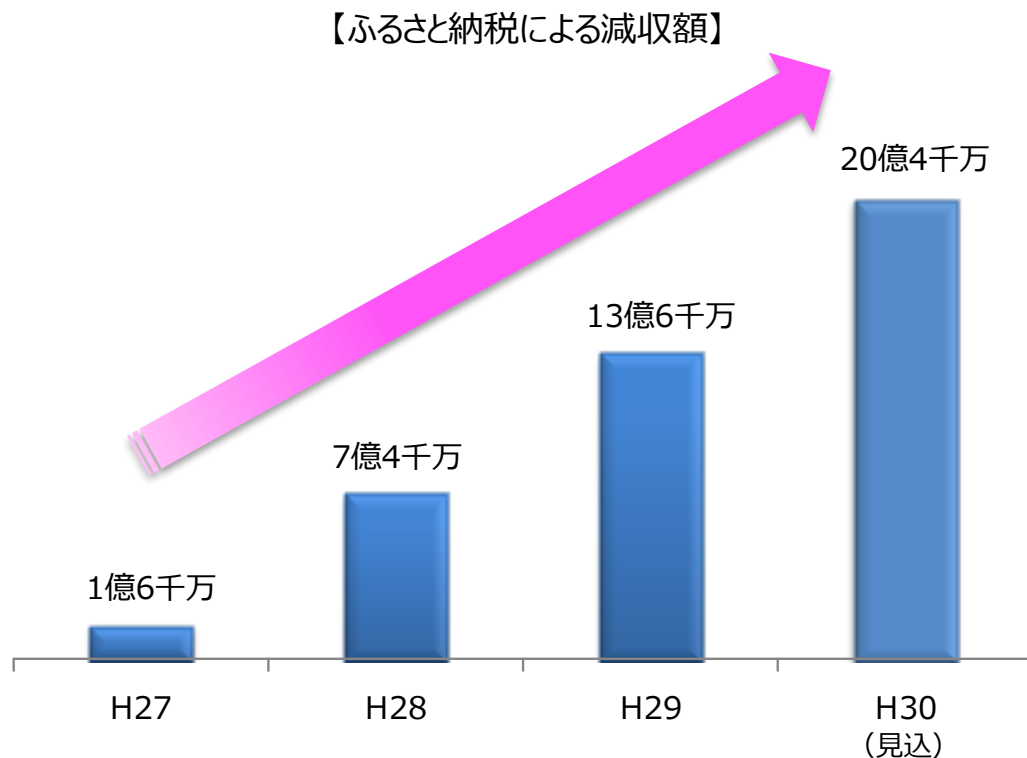
【参考】平成 28 年度の法人住民税法人税割決算額：5,639 億円

※影響額は特別区全体の金額であり、特別区長会からの情報提供資料によるものである。

※消費税率 10%段階は影響が全て平年度化する、平成 34 年度以降の影響額としている。

② ふるさと納税の拡大

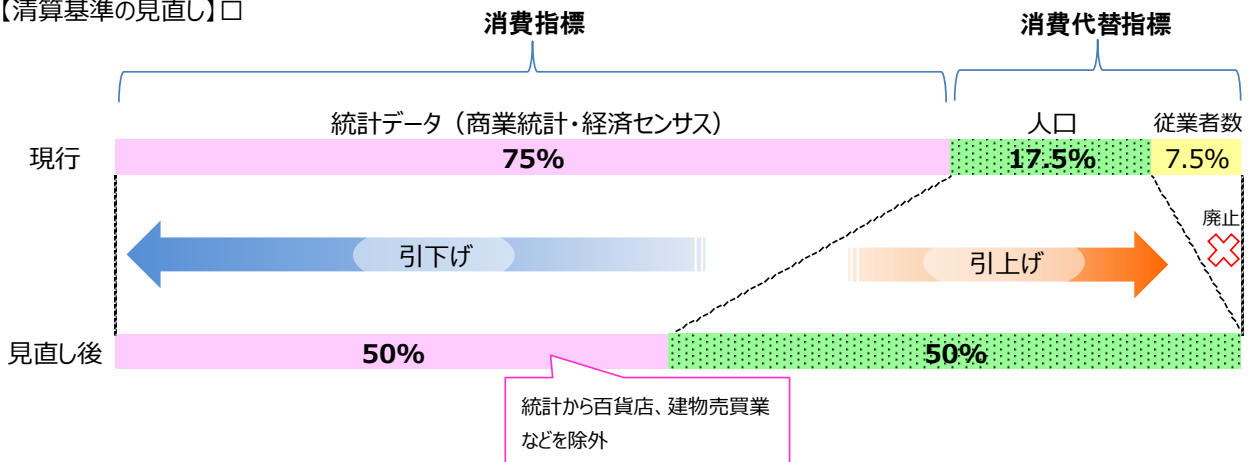
- 応援したい自治体に寄附を行うふるさと納税を行った場合、ふるさと納税額のうち、2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税及び個人住民税から全額が控除されます。つまり、ふるさと納税が行われると、本来大田区に納付されるべき個人住民税が減ってしまうということになります。
- 平成27年度税制改正において、特例控除額の上限が引き上げられると共に、従来は控除を受けるために必要であった確定申告を行わずとも、ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出することで翌年度の控除が受けられる、“ふるさと納税ワンストップ特例制度”が創設されました。
- この制度を活用した場合、国税である所得税から控除される部分についても、地方税である個人住民税から控除されることとなり、自治体の減収幅がより大きくなってしまったため、不合理な偏在是正の意味合いを持つ制度となっています。
- この制度による手続きの簡略化や特例控除額の上限引き上げ、また返礼品への注目度の高さなどから、平成28年度決算では、ふるさと納税による減収額は約7億4,000万円、このうち、所得税からの控除分を肩代わりする特例控除額は、約7,000万円にも及んでいます。
- 更に、平成29年度のふるさと納税による減収額は約13億6,000万円、前年度比約1.8倍にもなることが見込まれており、看過できない状況になっています。



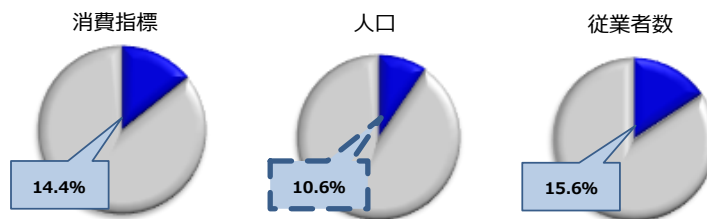
③ 地方消費税清算基準の見直し

- 地方消費税は、消費一般に対して広く公平に負担を求める税で、各流通段階で事業者課税する一方、その負担を税の最終消費者に求めるものです。
- 負担者である消費者が消費を行った地域と税収の最終的な帰属地を一致させるため、国税である消費税と併せて一旦国に納付されてから、都道府県ごとの「消費に相当する額」に応じて清算が行われます。その後、都道府県からその1/2が区市町村に交付されています。
- 従来から、都道府県間の清算基準については、「消費に相当する額」として、3/4を「統計データ」、統計で把握できない部分を補う残りの1/4を「人口」及び「従業者数」を指標としてきました。
- この度、平成30年度税制改正において、都市部のシェアが高い業種が「統計データ」から除外されるとともに、「統計データ」や「従業者数」の比率がそれぞれ引き下げ及び廃止される一方、統計で把握できない部分を補う指標に過ぎない「人口」の比率を大幅に引き上げることになりました。
- このことによる特別区への影響は、消費税率8%段階で約380億円、10%段階においては約485億円という非常に大きな減収になる見込で、喫緊の行政課題へ対応していく特別区にとって、大きな痛手となります。

【清算基準の見直し】□



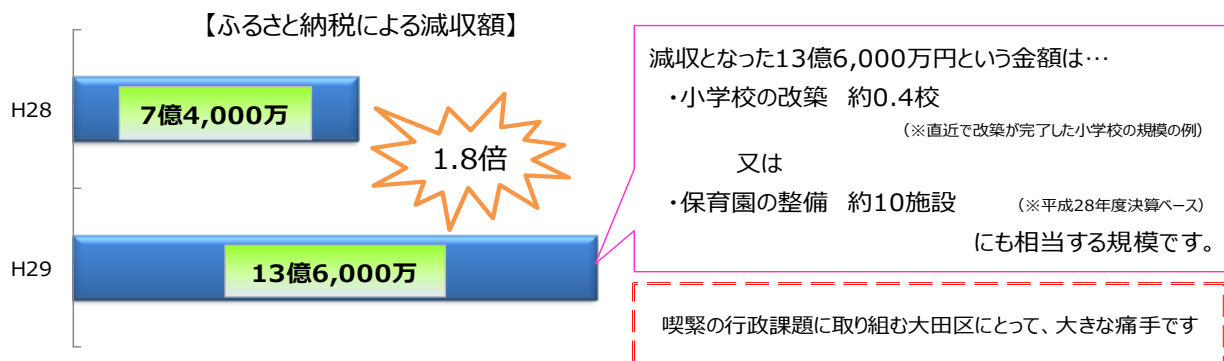
【東京都シェア (参考)】



⇒東京都は人口のシェアが相対的に低い
 ⇒人口の比率が高まると減収につながります

◇制度についての問題認識

- 住民税は、住民が地方自治体から受ける利益に応じて税負担を求めるとい、応益負担の性質を持った自治体固有の財源です。
- 法人住民税の一部国税化やふるさと納税のような不合理な偏在是正は、応益課税という地方税の原則を歪めるものであります。さらに、地方税の縮小につながるため、地方分権の流れに大きく逆行するものでもあります。
- 「ふるさと納税」制度については、税の使われ方を考えるきっかけとなること、生まれ故郷やお世話になった地域の力になれること等、制度の趣旨には大田区を含めた特別区としても賛同しています。
- しかしながら、一方では過剰な返礼品によりふるさと納税を行った一部の住民のみが実質的な税負担減の恩恵を受け、それ以外の住民は流出した税収分の行政サービスの低下を甘受する不公平感が生じています。
- また、ワンストップ特例制度による住民税から控除されている所得税分についても、本来は、全額を所得税から控除すべきであり、国がその財源を補てんすべきです。



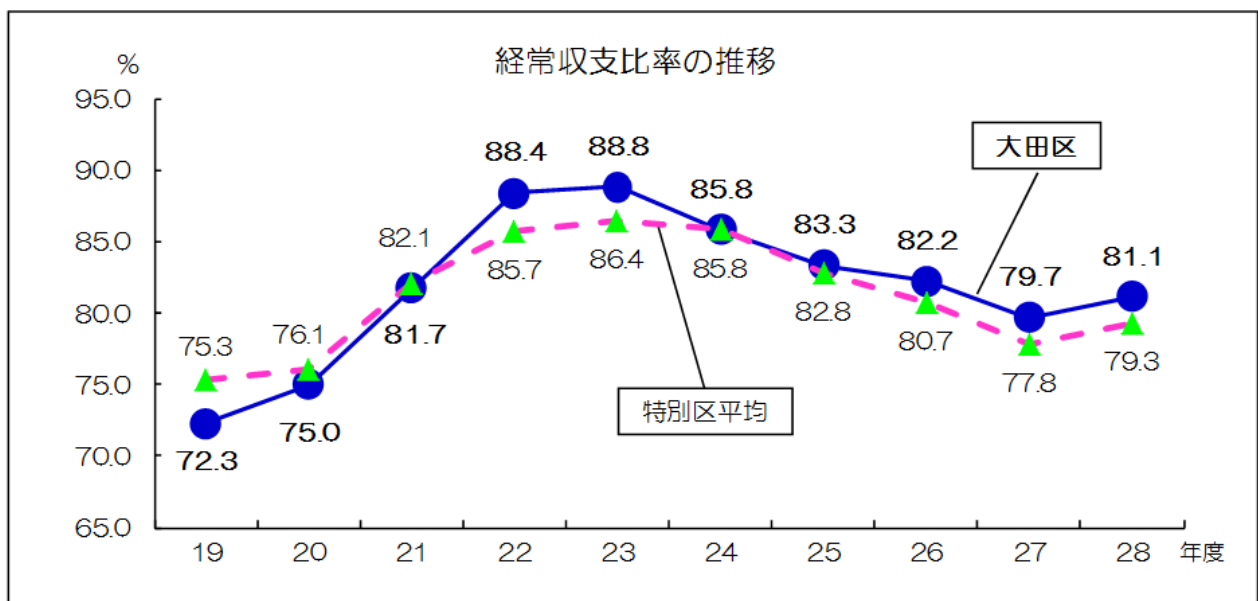
- 地方消費税についても、地方自治体の運営を支える安定的な財源として必要不可欠であり、その税収の帰属を決定する清算基準は、地方消費税に対する信頼を維持・確保する上で極めて重要なものです。
- 税収を最終消費地に帰属させるという清算基準の本来の趣旨を踏まえれば、可能な限り、統計という客観的な指標を用いて、消費の状況を反映した精緻なものとする方向で基準を見直すべきです。
- これらの地方税は自治体固有の財源であることから、その地域の行政施策に使われることが本来のあるべき姿です。大田区を含めた特別区では、待機児童解消や防災・減災対策、生活保護など、大都市特有の様々な需要を抱えています。それらに対応するためにも住民税などは極めて貴重な財源です。
- 以上のような不合理な偏在是正を目的とした制度改正等について、大田区は特別区長会を通じて国などへ適切な主張をし、自治体間で財源の奪い合いを行うのではなく、東京都を含む全国各地域がともに発展・成長しながら共存共栄できるよう、働きかけをしていきます。

2 財政指標でみる区財政の状況

(1) 経常収支比率※6

- 財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、前年度比で 1.4 ポイント上昇し、81.1%となりました。
- これは、特別区税が増となった一方、地方消費税交付金の減などにより、歳入経常一般財源が減となったことなどによるものです。

経常収支比率の推移（平成 19～28 年度）



【用語解説】経常収支比率※6

人件費、扶助費、公債費等のように容易に縮減できない経常的経費に、地方税等の経常一般財源等がどの程度充当されているかによって財政構造の弾力性を測定するものであり、歳入構造と歳出構造をリンクさせた総合的な指標です。

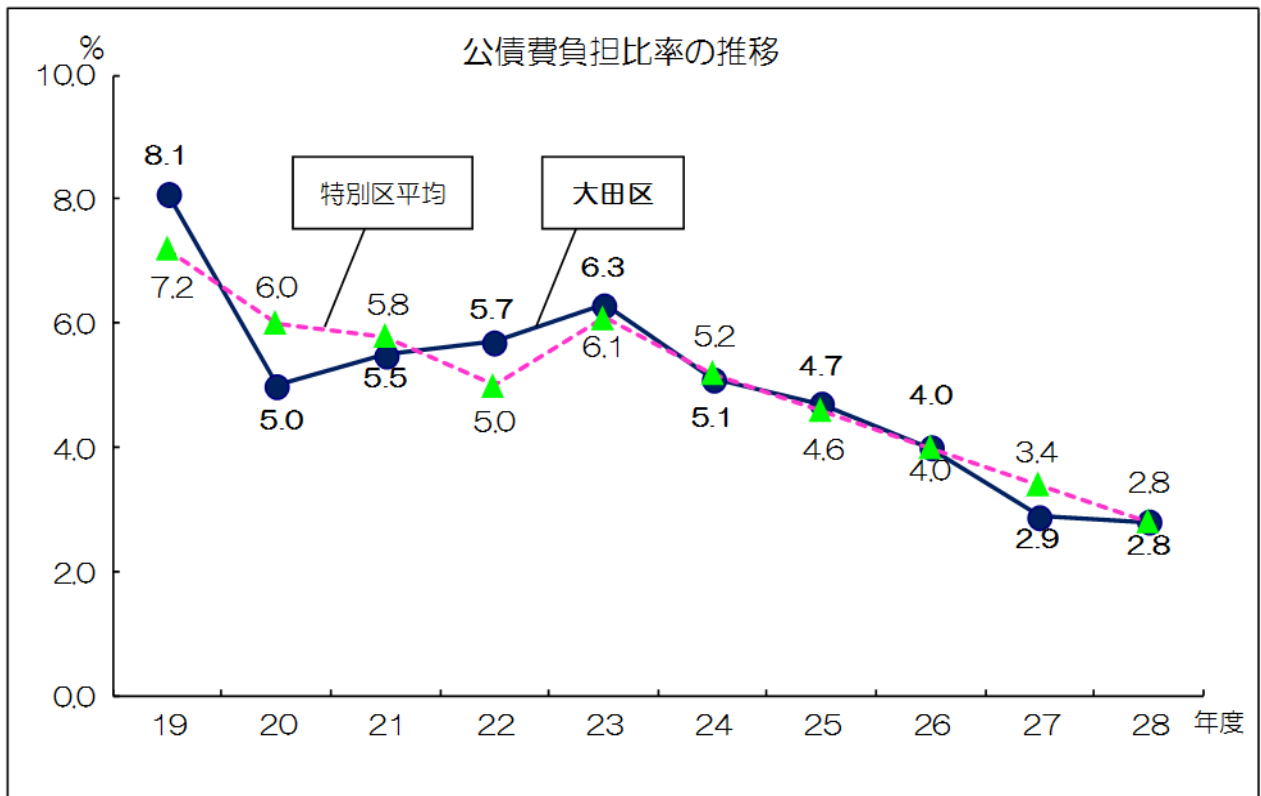
経常収支比率が高いほど新たな住民ニーズに対応できる余地が少なくなり、財政は硬直化していくこととなります。経常収支比率が100%を超えるということは、安定的な収入が見込まれる経常一般財源では義務的な経常経費すら賄えなくなっていることを意味し、不健全な財政状況を示していることとなります。

一般的には70～80%が適正水準といわれていますが、インフラの集中的な整備が求められた時代に旧自治省が設定した数値で、現在のようにインフラの整備が一定程度進んだ中では、その水準は現状にそぐわないという意見もあるところです。そのため大田区では、「おおた未来プラン10年(後期)」での経常収支比率の目標値を「80%台の維持」と掲げております。

(2) 公債費負担比率※7

- 公債費に係る財政負担の大きさを示す公債費負担比率は、前年度比で 0.1 ポイント改善し、2.8%となりました。
- これは、近年の特別区債の発行抑制と順調な元金償還によるものです。

公債費負担比率の推移（平成 19～28 年度）



【用語解説】 公債費負担比率※7

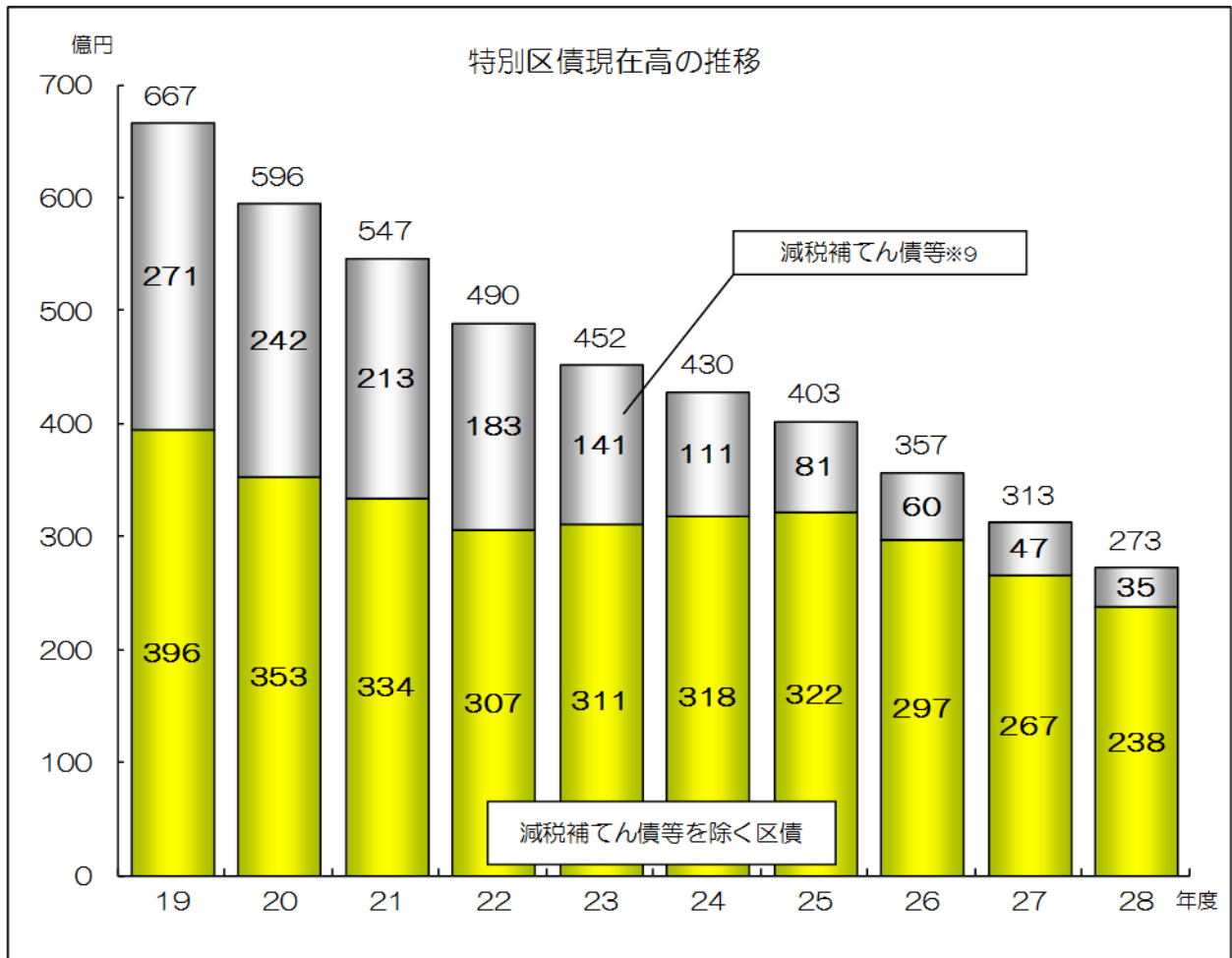
公債費充当一般財源等（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源等）が一般財源等総額に対し、どの程度の割合となっているかを示す指標です。

義務的経費である公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかによって、財政構造の弾力性を判断します。

(3) 特別区債残高（普通会計債※8）

- 特別区債残高は、前年度比で40億円減少し、273億円となりました。
- 残高の推移を見ると、着実に減少させていることがわかります。今後、老朽化した公共施設の改築等が集中する時期に備え、発行余力を蓄えています。

特別区債残高の推移（平成19～28年度）



【用語解説】普通会計債※8

普通会計決算における特別区債現在高は、市場公募債や銀行等引受債の満期一括償還の財源に充てるため、定時償還相当額として減債基金に積み立てた額などを除いたものです。よって、一般会計決算における特別区債残高と一致しません。

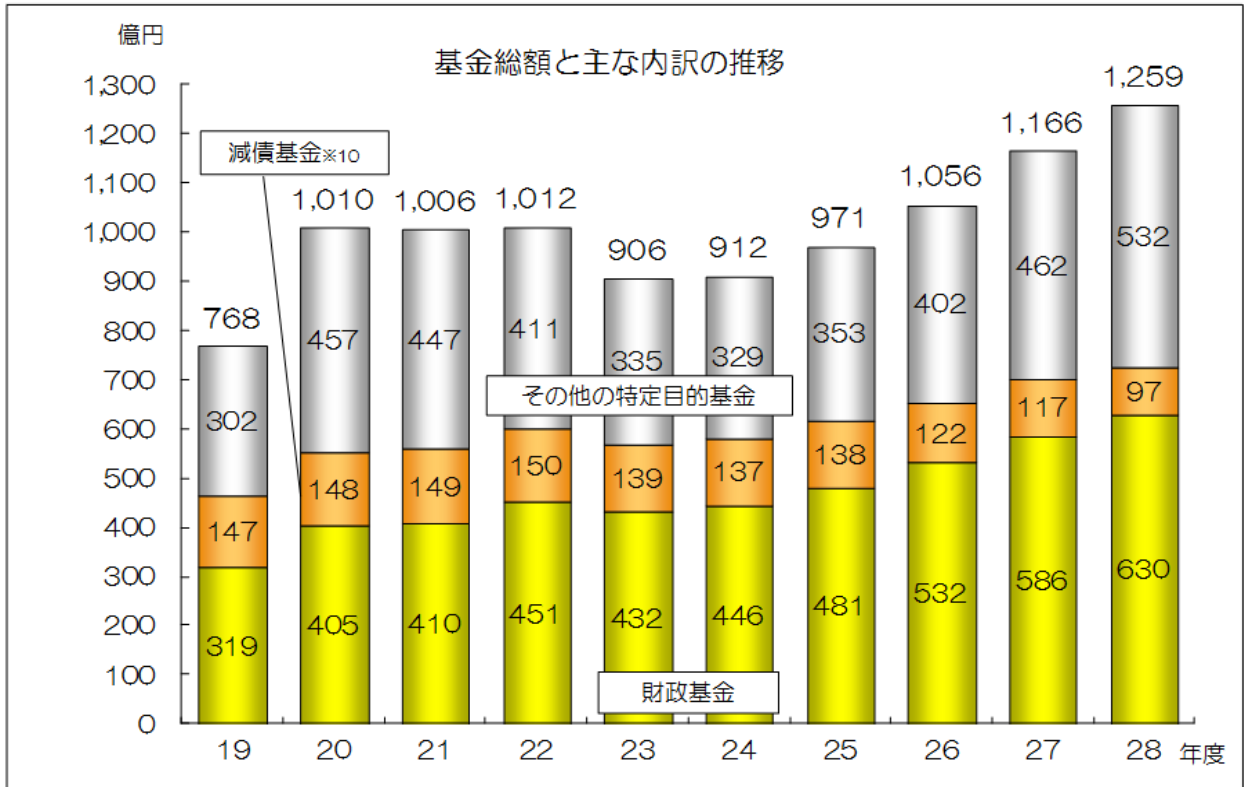
【用語解説】減税補てん債等※9

国が景気対策として行った個人住民税等に係る減税に伴う地方公共団体の減収額を埋めるため、地方財政法第5条の特例として発行するもので、一般財源として、公共施設等の建設に要する経費以外の経費にも充当できる区債です。平成19年度地方債計画において皆減となっています。

(4) 積立基金残高

- 積立基金残高は、前年度比で93億円増加し、1,259億円となりました。
- そのうち、財政基金が44億円増加しており、平成27年度決算の剰余金に伴うものが主な要因です。

積立基金残高の推移（平成19～28年度）



(単位：億円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
その他の特定目的基金	302	457	447	411	335	329	353	402	462	532
羽田空港対策積立基金	88	169	170	171	171	171	172	172	172	172
公共施設整備資金積立基金	178	242	236	205	158	146	166	211	267	327
新空港線整備資金積立基金	-	-	-	-	-	5	10	15	20	30
その他	36	46	41	35	6	7	5	4	4	3

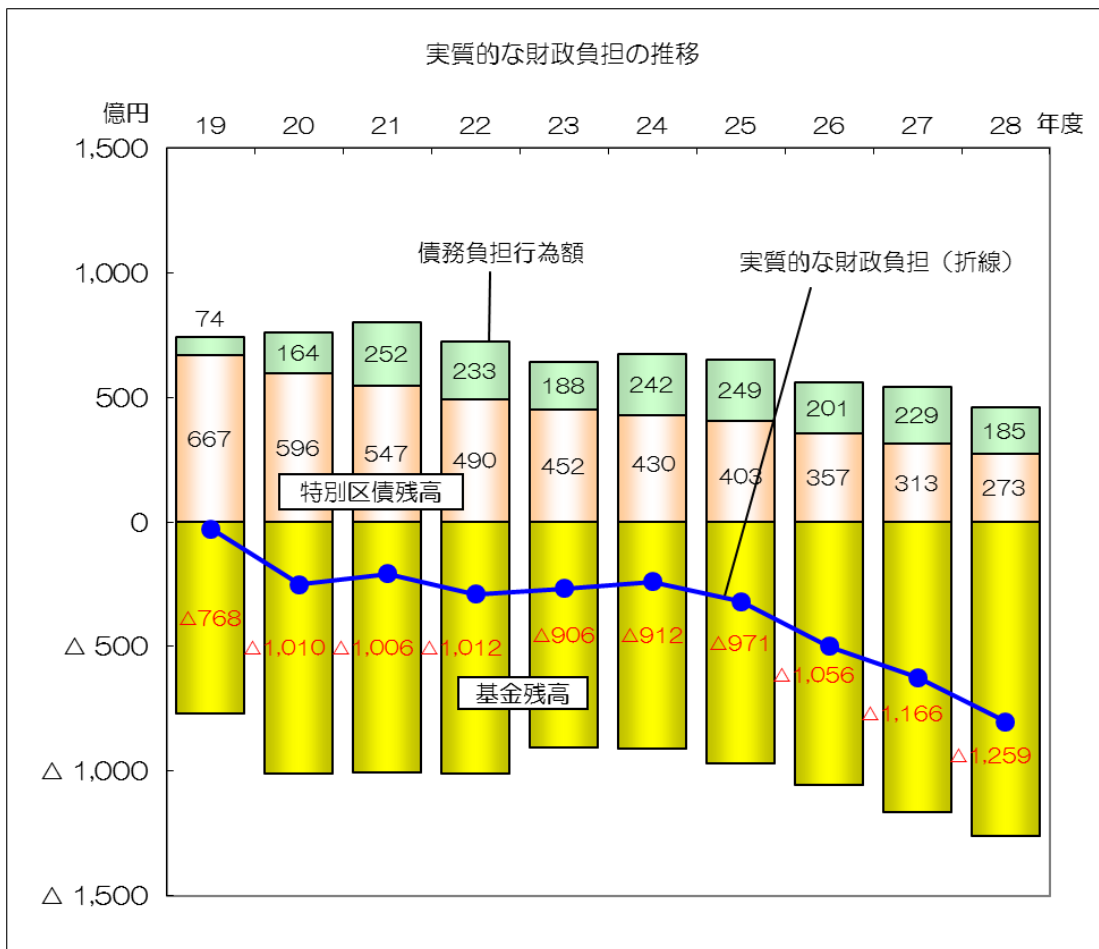
【用語解説】減債基金※10

地方債の償還のための資金を基金として積み立てることにより、長期にわたり財政負担の平準化を図るものです。なお、普通会計決算において、市場公募債や銀行等引受債の満期一括償還の財源に充てるために積み立てた額は、公債費として計上することとされています。よって、一般会計決算の減債基金残高と一致しません。

(5) 実質的な財政負担

- 特別区債残高に債務負担行為※11 額を加え、基金残高を減じた実質的な財政負担は、前年度比で178億円減少し、平成19年度以降マイナスになっています。
- 今後は老朽化に伴う施設の更新等の需要が多く見込まれます。引き続き、実質的な財政負担を意識した財政運営を行なっていく必要があります。

実質的な財政負担の推移（平成19～28年度）



(単位：億円)

項目	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
債務負担行為現在高	74	164	252	233	188	242	249	201	229	185
区債残高	667	596	547	490	452	430	403	357	313	273
基金残高	768	1,010	1,006	1,012	906	912	971	1,056	1,166	1,259
実質的な財政負担	△ 27	△ 251	△ 207	△ 289	△ 266	△ 240	△ 319	△ 497	△ 623	△ 801

【用語解説】債務負担行為※11

数年度にわたる建設工事を一括して契約する場合や、公社等の借入れに対する債務保証を行うなど、後年度において支出の義務を負う際に、翌年度以降行うことができる負担額の上限をあらかじめ決定しておく制度をいいます。

3 健全化判断比率で見る区財政の状況

平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、地方公共団体の財政状況を客観的に表す指標である健全化判断比率の公表が定められています。

大田区の平成 28 年度決算による比率は以下のとおりであり、いずれも健全な状況にあることを示しています。

健全化判断比率の状況

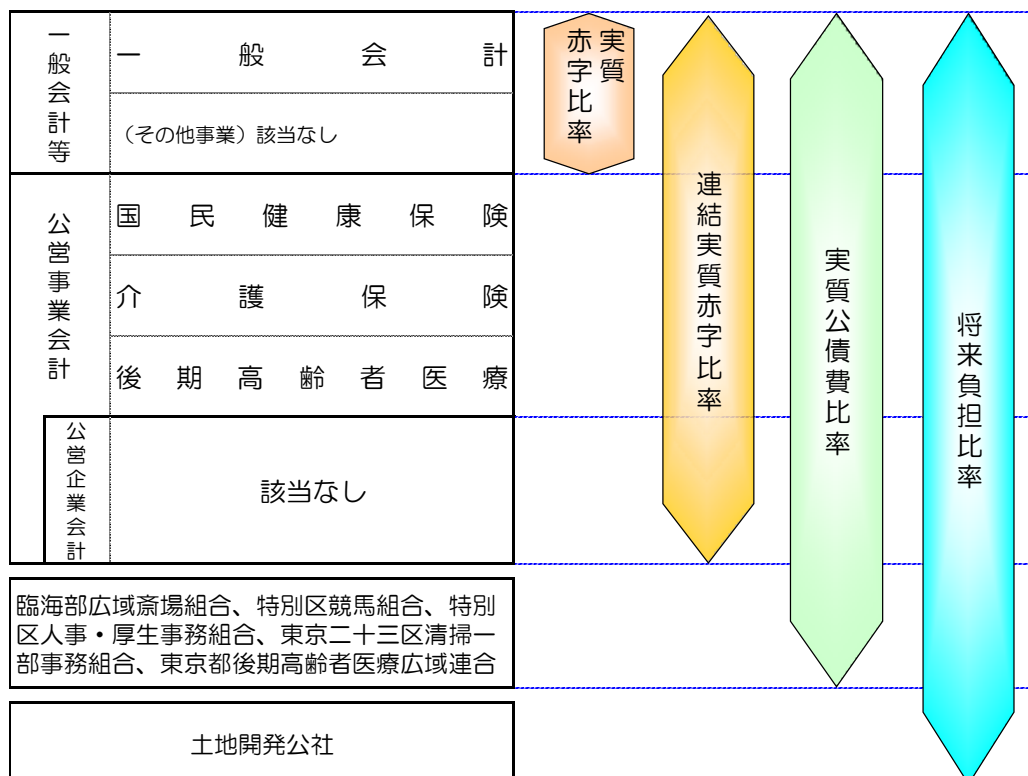
(単位：%)

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成28年度決算		- (黒字)	- (黒字)	-2.5	- (黒字)
(参考)	早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	-

早期健全化基準を超えた場合、早期健全化計画の策定・実施状況の報告及び公表が必要となります。

財政再生基準を超えた場合、財政再生計画の策定・実施状況の報告及び公表が必要となります。財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、原則として、地方債の起債ができません。

会計区分と財政健全化比率の対象範囲



(1) 実質赤字比率

- 「一般会計等」を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。
- 平成28年度の実質赤字比率は黒字のため、「－」となります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \left[\begin{array}{l} ※ \text{ 財政健全化指標では、} \\ \text{黒字の場合は『－』です。} \end{array} \right]$$

(2) 連結実質赤字比率

- 「一般会計等」の実質赤字額に国民健康保険等の公営事業会計の資金不足額の合計を加えた、連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。
- 平成28年度の連結実質赤字比率は黒字のため、「－」となります。

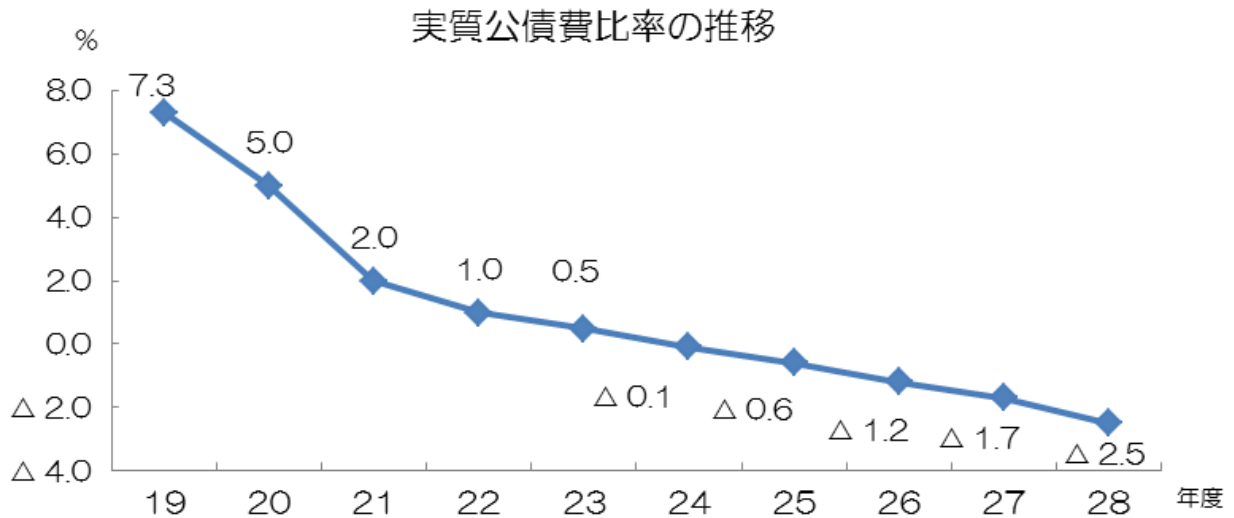
$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \left[\begin{array}{l} ※ \text{ 財政健全化指標では、} \\ \text{黒字の場合は『－』です。} \end{array} \right]$$

(3) 実質公債費比率

- 元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。
- 平成28年度の実質公債費比率は、△2.5%となりました。
- なお、地方交付税制度の下では、償還金の一定割合を基準財政需要額に積上げます。区は地方交付税制度の対象団体とはなっていませんが、全国一律の比較を可能にするため、地方交付税制度における需要額に積める金額を算出し、分母・分子両者から控除しています。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} (\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) \\ - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}} \text{ (3か年平均)}$$

<実質公債費比率の推移（平成 19～28 年度）>



早期健全化基準が 25.0%以上とされますので、健全な状況を維持しているといえます。

(4) 将来負担比率

- 特別区債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当負担見込額、設立法人の負債額等負担見込額など、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。
- 平成 28 年度の将来負担比率は△122.4%となり、指標としては『-』表記となります。早期健全化基準が 350.0%以上とされているので、実質公債費比率と同様、健全な状況を維持しているといえます。
- 将来負担比率は、交付税制度のもとで算定した場合に、基準財政需要額に算入される額について、地方公共団体の負担から控除するための数値となります。特別区においては、交付税の交付を受けていないため、総務大臣が便宜上の数値を算定し、区に提示することとしています。これを『総務大臣が定める額』といい、財政分析を行う際に、全国の類似団体で比較できるよう、こうした措置が行われています。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額})}$$